

令和2年2月28日

各市町放課後児童クラブ主管課長様
(政令市・中核市を含む。)

広島県健康福祉局安心保育推進課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

新型コロナウイルス感染症対策のための放課後児童クラブの
運営について（通知）

のことについて、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する
の保育所等の対応について（令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか
連名事務連絡）」に基づき、感染の防止に留意した上で、原則として開所していただき、長
期休暇における開所時間に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いして
いるところです。

これを受け、県教育委員会教育長から各市町教育委員会教育長宛に、別紙（写）のと
おり市町立小学校臨時休業中については、放課後児童クラブで受入体制が整うまでの間を
目途に、個別に学校で受け入れることを検討するよう通知していますので、該当がある場
合は、市町教育委員会担当課と連携し、適切な対応を行ってください。

また、咳エチケットや手洗いなどを徹底し、感染予防に努めるとともに、多くの児童が
密集して一定期間過ごすことがないよう、一人当たりのスペースをできるだけ広く確保す
るため、小学校の空き教室などを一時的に活用することも、併せて検討してください。

担当：安心保育推進担当
電話：082-513-3179（ダイヤルイン）
担当者：柏原

写

令和2年2月28日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
(義務教育指導課)

新型コロナウイルス感染症対策のため市町立学校における
一斉臨時休業について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり、県立学校長に通知しました。

については、貴教育委員会において、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるにあたり、参考にしてください。

なお、自宅で過ごすことが難しい児童生徒については、放課後児童クラブ等の受入体制が整うまでの間を目途に、次の例を参考に、個別に学校で受け入れることを検討してください。

【受入れの対象例】

- 小学校低学年の児童のうち、保護者が医療従事者又は介護保険施設等の社会福祉・介護事業従事者*で、やむを得ず仕事を休めない場合
- 特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合

【預かり中の対応例】

- 一人当たりのスペースをできるだけ広く確保する。
- 原則として、当該児童生徒の学級担任が担当する。
- 原則として、担当教諭の指示のもと、既習部分の自習を行うこととする。
- 昼食は持参させる。

*参考：新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン（平成19年3月26日）

担当 教育振興担当
電話 082-513-4977 (ダイヤル)
(担当者 蓮浦)